

財政見通し

〔令和6年度～11年度〕

令和6年度9月補正予算
を踏まえた改訂版

令和6年10月

歳入歳出推計

【一般会計】

【歳入推計】

(単位:億円)

歳入区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1. 一般財源	3,250	3,260	3,253	3,279	3,271	3,267
(1) 県税	782	803	811	815	818	820
(2) 地方交付税 + 臨時財政対策債	1,814	1,826	1,827	1,835	1,825	1,818
(3) 特別法人事業譲与税	121	122	123	124	124	124
(4) 減債基金(一般勘定)	8	10	0	0	0	0
(5) 財政調整基金	50	50	50	50	50	50
(6) その他	475	449	442	455	454	455
2. 特定財源	1,367	1,585	1,415	1,412	1,350	1,354
(1) 県債	408	507	459	459	388	384
(2) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金	1	2	1	1	3	11
(3) その他の特定財源	958	1,076	955	952	959	959
歳入合計 ①	4,617	4,845	4,668	4,691	4,621	4,621

【歳出推計】

歳出区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1. 義務的経費	2,982	3,013	3,010	3,027	3,053	3,059
(1) 職員給与費	1,111	1,092	1,083	1,079	1,075	1,075
うち退職手当除き	1,030	1,011	1,008	1,004	1,004	1,004
(2) 社会保障経費	497	511	517	527	532	532
(3) 公債費	550	566	577	585	604	620
通常償還分	550	586	620	641	660	677
決算剰余金の活用による 県債の繰上償還の効果	—	▲ 20	▲ 43	▲ 56	▲ 56	▲ 57
(4) その他義務的経費	824	844	833	836	842	832
2. 政策的経費	822	823	837	845	749	745
(1) 通常分	519	525	525	525	525	525
(2) 大規模ハード	271	298	312	320	224	220
(3) エネルギー価格・物価高騰対策	32	—	—	—	—	—
3. 公共事業費	813	1,036	848	846	845	845
(1) 通常分	813	816	848	846	845	845
(2) 国土強靱化分	0	220	0	0	0	0
歳出合計 ②	4,617	4,872	4,695	4,718	4,647	4,649
収 支 ①-②	0	▲ 27	▲ 27	▲ 27	▲ 26	▲ 28

※ 歳入歳出推計のR6は当初予算額

予算編成を通じ、収支不足を解消

基金残高	財政調整基金 (R11年度末目標:180億円程度)	179	179	179	179	179
	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金	72	74	77	80	81
県債残高(普通会計・臨時財政対策債除き)	5,716	5,898	6,018	6,119	6,136	6,136
うち通常県債残高(国土強靱化除き) (R11年度末目標:5,400億円程度)	5,131	5,217	5,354	5,478	5,522	5,556

※ 基金残高、県債残高は各年度末の見込額

エネルギー価格・物価高騰対策に要する経費については国費により措置されるものとし、推計から除いている

◆推計の前提条件

1. 景気動向

名目経済成長率

(R6) 1.5%、(R7) 1.4%、(R8) 0.8%、(R9) 0.5%、(R10) 0.5%、(R11) 0.0%

国において作成された「中長期の経済財政に関する試算 (R6. 7. 29 経済財政諮問会議提出)」の過去投影ケースで示された経済成長率の半分程度に設定

2. 歳入

(1) 県税

① 個別推計したもの

法人県民税・事業税 (特に税額が大きい法人)、産業廃棄物減量税

② 名目経済成長率を考慮して推計したもの

法人県民税・事業税 (その他の法人)、個人県民税・事業税、地方消費税、不動産取得税、県民税配当割・譲渡所得割

③ 県独自課税の取り扱い

核燃料税は出力割のみ推計

④ その他

・その他の税目は、R6 をベースに同額で推計

(2) 地方交付税+臨時財政対策債

① 基準財政需要額 (公債費、事業費補正等を除く) は、以下のとおり推計

- ・個別算定経費及び包括算定経費は、R7 以降は R6 と同額で推計
- ・上記以外の特別費目は、R7 以降も継続するものとして R6 と同額で推計
- ・公債費及び事業費補正は、現行措置率を前提に推計

② 基準財政収入額は県税等の推計に連動

(3) 特別法人事業譲与税

名目経済成長率を考慮して推計

(4) 財政調整のための基金

財政調整基金は、今後の予想し得ない状況変化に備えた基金で、当初予算編成において一旦 50 億円取り崩すが、執行節減などによる財源の確保により、決算段階で同額を基金へ積み戻すことを前提に推計

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金は、R7 以降、R11 まで決算段階で 4 億円積み立てることを前提とし、毎年度、開催準備経費・運営費の事業費に応じて取り崩すこととして推計

(5) 減債基金 (一般勘定)

県債の償還に備えた基金で、公債費の財源に充てるため、R7 に取り崩すものとして推計

3. 歳 出

(1) 義務的経費

① 職員給与費

- ・人 員 一般職（任期付き職員を除く）：R7以降はR6と同数で推計
 ※ただし、国民スポーツ大会等による増員については反映
 警察官：R7以降はR6と同数で推計
 教員：R7からR10までは今後の生徒数の見込みから推計、R11はR10と同数で推計
- ・給与水準 給与改定率はR7以降0%で推計
- ・退職手当 定年によるものは、定年の段階的引上げを反映し、60歳を迎える職員のうち、50%の職員が引上げ後の定年まで勤務することとしたうえで、連続する2ヵ年度の所要額を平準化して推計。
 定年によらないものは、直近の退職者数をもとに推計。

② 社会保障経費

R7からR10までは今後の対象者数の増減、単価の見込み及び制度改正の影響を反映、R11はR10と同額で推計

③ 公債費

- ・借入利率については、5年債0.8%、10～30年債1.5%にて推計
- ・決算剰余金の活用による県債の繰上償還の効果は、以下のとおり推計

(単位:億円)

区 分	R7	R8	R9	R10	R11
決算剰余金の活用による 県債の繰上償還の効果(*1)	20	43	56	56	57
R5決算剰余金(139億円)	20	20	10	9	9
R6決算剰余金(55億円)		23	23	1	1
R7決算剰余金(55億円)			23	23	1
R8決算剰余金(55億円)				23	23
R9決算剰余金(55億円)					23

(*1)繰上償還の内訳

R5決算剰余金の活用(139億円)

①当面の収支改善のための繰上償還21億円 ②長期的な収支改善と将来の利払い抑制のための繰上償還118億円

R6～R9決算剰余金の活用(55億円)

①当面の収支改善のための繰上償還44億円 ②将来の利払い抑制のための繰上償還11億円

(注)国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金積立 R7以降4億円/年
 R5決算剰余金については、同基金への積立を18億円実施。

(2) 政策的経費

① 通常分（島根創生推進のための重点経費・部局調整経費）

- ・島根創生推進のための重点経費は、R7以降、子ども医療費助成の拡充に伴う新たな財政負担を織り込んで推計
- ・部局調整経費は、R7以降、経常経費における労務単価上昇などによる物価上昇分を加算して推計

② 大規模ハード（特別需要経費）

今後の所要見込額（各部局見積）を推計

(3) 公共事業

- ・国土強靱化についてはR7まで継続するものとして推計
- ・直轄事業等は、今後の所要見込額を推計
- ・その他は、R7以降はR6と同規模で推計

4. 通常県債残高

一般会計に農林漁業改善資金特別会計、中小企業近代化資金特別会計、県営住宅特別会計を加えた普通会計ベースで推計

県債残高の推計（普通会計ベース）

